

平成23年度仙台市生徒指導問題等懇談会協議内容報告書

# 震災後における生徒指導の在り方

～ 学校の課題と対応 ～

平成24年3月

仙台市生徒指導問題等懇談会

## 目次

I	はじめに	1
II	阪神淡路大震災の経験に学ぶ	
1	阪神淡路大震災後における児童生徒の状況と課題	2
2	子供たちが適切な行動をとるために	3
III	本市における児童生徒等の現状と課題	
1	将来に対する不安やストレスの軽減, 住居, 職業, 地域の見通しの問題	4
2	規範意識の形成	5
3	交通事故の防止	5
4	震災と人々の関わりに対する理解	5
5	校種間及び同一校種による連携や地域との連携	6
IV	学校における次年度からの取組	
1	児童生徒や保護者等のストレス軽減を図ること	7
2	児童生徒の規範意識を高めること	8
3	交通事故や傷害事故防止に向けた対策を徹底すること	8
4	震災と人々の関わりを理解させること	9
5	校種間及び地域との連携を推進すること	9
V	おわりに	1 1

## I はじめに

仙台市生徒指導問題等懇談会の前身は、昭和59年に発足した登校拒否問題等懇談会にさかのぼる。登校拒否問題等懇談会は平成12年度まで継続され、この間に不登校に関する理解とその対策についての事例集の作成、さらにはスクールカウンセラー等の配置事業、適応指導教室設置事業等の提言を行ってきた。

平成13年度からは、不登校問題だけでなく、いじめ、児童虐待、児童生徒の安全確保等、喫緊の課題に対する提言が必要であることから、名称を生徒指導問題等懇談会と改めた。

本懇談会は、学識経験者と学校関係者で構成し、専門的見地から生徒指導上の諸問題を分析、検証し教育委員会に提言している。

本年度と次年度は、「震災後における生徒指導の在り方」を主題として、東日本大震災で大きな被害を受けた児童生徒に対し、学校が取り組むべきことを具体的に整理し、提言することとした。

本市においては、震災により、甚大な被害を受けた沿岸部を中心に、肉親や生活基盤を失い、これまでにない失望、恐怖、不安を経験した児童生徒がいる。震災後1年を経過した今では、震災の影響による他地域からの転入、仮設住宅からの通学など、これまでとは全く異なる生活環境に置かれている児童生徒がいる反面、震災前とほとんど変わらない生活を送っている子供たちもいる。このような二極化した状況は、児童生徒の今後の生活に深刻な影響を及ぼすと考えられる。

そこで、生徒指導問題等懇談会において、児童生徒の問題行動を未然に防ぎ、子供たちが安心して学校生活を送ることができるようにするために、短期的視点と中長期的視点から見た具体的な生徒指導について検討することにした。特に今年度は、過去の震災で被災した都市の取組等を参考にしながら、本市における学校の現状を踏まえ、短期的視点から見た取組について、11名の委員が6回にわたり協議した。本記録は、その内容をまとめたものであり、今後の生徒指導の在り方を考えるための基盤となるものである。

## Ⅱ 阪神淡路大震災の経験に学ぶ

「震災後における生徒指導の在り方」を考えるに当たっては、震災後における児童生徒の問題行動を予測しながら、未然防止のための対応を具体化する必要がある。そこで、過去の例に学ぶため、前神戸市立原田中学校長 近藤芳樹 氏より「震災後における生徒指導の課題」と題する講話をお聞きするとともに、以下の課題提起と助言を得た。

### 1 阪神淡路大震災後における児童生徒の状況と課題

震災発生から数年後には、生徒指導に関する件数が、小学校で2倍、中学校で4倍になり、以下に示すような状況が見られた。

一つ目は、児童生徒の規範意識の低下である。保護者に経済的、精神的な余裕がなくなったことに加え、地域コミュニティが崩壊したため、家庭と地域による子供たちへの見守りができなくなったことが、規範意識の低下を誘発したのではないかと思われる。

さらには、日々の生活をしていくことに精一杯となった保護者が、十分に子供を養育できなくなったことがうかがえる。その結果、震災当時未就学児だった子供たちが、生活習慣や社会のルールを身に付けることができないまま、小学校、中学校へ進学したことが、生徒指導上の問題をより複雑にした大きな要因と考えられる。

二つ目は、「指導困難学級」の増加である。これまで「荒れ」の兆候が見られず、落ち着いていた学校でも、児童生徒の非行、授業中の立ち歩き、廊下への飛び出し、幼稚化したいじめの増加など、震災後数年のうちに指導が困難になる状況が発生した。特に、これまで問題行動が発生していなかった学校において、突然「指導困難学級」に陥る傾向が見られた。

また、高等学校に進学しても、経済的に学校生活を続けることができなくなるケースが増え、中途退学者が増加したことも、小中学校における問題行動の増加に関連しているのではないかと考えられる。この背景には、保護者の職業や住んでいる地域の生活に見通しがもてなくなった

ことがあげられる。

## 2 子供たちが適切な行動をとるために（神戸市の例から）

阪神淡路大震災後の経験から、震災後に必要と思われるいくつかの取組を提案する。

一つ目は、児童生徒が抱えているストレスや不安を解消するために、放課後の活動を充実させることである。そのためには、市民センターや児童館、ボランティアの大学生などの協力を得ながら、子供たち一人一人に向き合っていくことが大切である。

二つ目は、複数校が同一校舎で授業をしている場合、互いの学校の教員を入れ替えて授業をしたり、運動会を複数校の対抗戦形式で実施したりするなど、相互に連携を図り、これまでの概念にとらわれない教育を行うことである。震災を契機と考え、学校間のつながりを見直し、子供たちに安心感と活力を与えていくことが必要である。

また、震災後は、様々な業務に追われ、授業がおろそかになる傾向があるが、子供たちを引きつけ、子供が自ら学び、成長したいと思えるように「分かる授業」「楽しい授業」など、授業や教材づくりについて、一段と工夫する必要がある。

総じて、教師一人一人の意識と感性、特に子供を見つめる目や、子供と向き合おうとする姿勢が生徒指導を大きく左右すると言っても過言ではない。意識、感性を含めた、教師の力量を高めることは、どのような状況においてもなくてはならない。

震災後、時間の経過とともに様々な生徒指導上の問題が発生する。目先のことだけにとらわれてはいけない。長期的な視点に立ち、震災後の生徒指導の在り方を考えることが求められるであろう。

さらには、これらの取組とともに、地域住民や子供たちが、生活に安心感や見通しがもてるように、工夫を凝らした施策を講じることが大切である。

### Ⅲ 本市における児童生徒等の現状と課題

震災後における短期的な生徒指導の在り方を具体化するために、本市における児童生徒等の状況や、予想される生徒指導上の課題について、以下のとおり協議した。

#### 1 児童生徒や保護者が抱える不安、ストレスに対して、学校がどのよう に向き合い、取り組めばよいのか。

(課題に関する意見)

仮設住宅や賃貸アパート等、これまでとは異なる環境で生活することにより、児童生徒や保護者のストレスが増加している。精神的な面で通院をしている、又はスクールカウンセラーや養護教諭、担任と継続的な相談をしているケースもあり、心のケアの重要性が高まっている。特に、地域によっては、コミュニティが崩壊したところもあり、その地域の子供たちが、遠隔地より通学していることから、放課後に遊ぶ時間がなく、ストレスを解消できない状況にある。甚大な被害を受けた地域では、児童や保護者が学校の存続について不安を抱えている様子が見られる。

また、高校進学を目前にした中学生にとっては、家庭の経済状況により、進学先が限定されたり、変更を余儀なくされたりすることも考えられ、生徒の将来に対する影響が心配である。

さらには、虐待通告数が増加傾向にあることから、保護者の精神的疲労の高まりが見受けられる。その背景として、住居や職業を失い、地域が崩壊している中で、安心や見通しをもって生活することができない保護者の存在が見られる。

このような状況にあつては、保護者や教師が児童生徒の話を十分に聞くなど、子供たちとの関わりが大切であるが、現状では、保護者も教師も時間を確保することが難しい。さらには、学習指導要領改定により、年間授業時数が増加し、今後ますますゆとりがなくなることが懸念され、児童生徒と向き合う時間の確保が大きな課題となる。

**2 児童生徒の規範意識の低下を防ぎ、今後の生活に目的、希望、見通しをもたせ、仲間意識や連帯意識を育むとともに、学習の意義を見出させるために、学校はどのように取り組めばよいのか。**

(課題に関する意見)

保護者が毎日の生活に追われており、子供とのつながりが希薄化していることから、児童生徒における規範意識の低下が懸念される。また、震災により、学区外に居住する児童生徒が増加することで、交遊関係が広域化し、非行につながるケースも考えられる。このような生活環境の変化を踏まえながら、規範意識の低下につながる要因を更に分析する必要がある。

また、震災の経験から、皆で生活するためのルールを身に付ける、皆で助け合うという規範意識の育成や、共助の視点に基づく学級経営を、今まで以上に推進することが今後の課題である。

さらには、子供とともに生活を見つめ、将来に希望をもち、何のために学ぶのかを問いながら、様々な活動を進めることが必要となるだろう。

**3 震災後増加傾向にある交通事故や傷害事故に対して、どのように対応すればよいのか。**

(課題に関する意見)

小学生における交通事故件数が、昨年度よりも大幅に増加している。生命に関わる交通事故も数件発生しており、今後の対策が急務である。

これまでは発生しなかったような場所での交通事故、又は傷害事故が発生している現状を十分に認識し、事故防止に向けた対策を徹底させることが必要である。

**4 地域間、校種間や個々の児童生徒間で、震災に対する意識の相違が見られる。どのように対応すればよいのか。**

(課題に関する意見)

被災地の状況を知らずに過ごしている児童生徒もいるため、学校間及び学校内において、児童生徒の意識に相違が生じている。特に、被災の少なかった学校においては、児童生徒の意識を変えるために、「どのような形で震災に向き合えばよいのか」が大きな課題である。

今回の震災を機に、震災問題は一地域における特殊な出来事ではないと捉え、連帯意識を育むための取組を行い、共に助け合おうとする気持ちを育てることが必要である。

また、これまでの防災教育を検証して、新しい計画をつくるとともに、自助と減災を学ばせることで、被害を防ぐ又は被害を最小限にすることも考えなければならない。

## 5 震災を契機として、今後校種間及び同一校種間でどのように連携すればよいのか。

(課題に関する意見)

震災以降、小学校の校舎が使えなくなったことから、中学校で小学生を受け入れたところ、中学生は落ち着いて生活していた。小学生は中学生に学び、中学生は小学生に学ぶ関係ができたためである。小学校と中学校との連携は、年下の者への思いやりの気持ちや、年上の者に対する尊敬の念を育む上で効果が大きいと考えることから、この関係を維持する方法を検討しなければならない。このようなときだからこそ、小中連携、小学校同士の連携を図り、「義務教育9年間を通して子供を育てる」という意識や考え方を今まで以上に明確にして、現実をしっかりと見つめ、支え合い、励まし合う機会を多くもつことが必要である。

また、避難所運営による経験から、学校と地域が連携することの大切さを改めて認識したことから、今後も、地域との連携の在り方を模索しながら、更に深いつながりを構築する必要がある。

これらの協議内容に基づき、今後予想される生徒指導上の課題を、



次の五つに整理した。

- 1 将来に対する不安やストレスの軽減, 住居, 職業, 地域の見通しの問題
- 2 規範意識の形成
- 3 交通事故の防止
- 4 震災と人々の関わりに対する理解
- 5 校種間及び同一校種による連携や地域との連携

#### IV 学校における次年度からの取組

これらの課題について、次年度以降各学校が、子供と地域の状況を踏まえ、具体的な施策を計画し、児童生徒の問題行動を未然に防止するとともに、自主的な判断の下に適切な行動をとらせることが必要である。

そこで、生徒指導問題等懇談会では、学校における今後の取組について協議し、以下のとおり意見をまとめた。

##### 1 児童生徒や保護者等のストレス軽減を図ること

震災による児童生徒の変化を的確に把握し、学校が適切な対応をするために、家庭訪問や三者面談をはじめとする教育相談の充実に努め、児童生徒や保護者が、自分自身の思いを率直に話すことができる環境をつくることが大切である。

また、学校だけで児童生徒を支えるのではなく、児童相談所や警察署、区役所健康福祉センター等の関係機関や、地域の民生委員、健全育成団体等と連携を図りながら、子供たちをサポートできる体制づくりを進めることが必要である。

さらには、子供たちが「学校が楽しい」と思えるような教育課程を工夫することで、充実感や満足感を味わわせる必要がある。そのためには、教員が児童生徒と向き合う時間をできるだけ確保するとともに、教職員が助け合い、協力し合える雰囲気をつくることが大切である。

## 2 児童生徒の規範意識を高めること

小学校低学年の段階から規範意識をしっかりと身に付けさせることが必要である。したがって、道徳等の校内研修の充実を図るとともに、悉皆研修の内容を各学校において全ての教員に伝講したり、話し合ったりする場を設けたりしながら、共通理解の下に指導できるようにする。

また、中学校区における小中合同のケース会議を開催し、小学校と中学校の間で児童生徒の情報がスムーズに伝わるようにする。さらに、小学校と保育園や幼稚園との情報交換を行い、共有化を図ることによって、低学年の段階から、児童に規範意識を身に付けさせる方法を工夫する必要がある。

なお、これらを行うためには、学校の業務を見直し、時間を確保することが必要である。震災による不安や心配を抱えている子供たちは、心のどこかで「話を聞いてほしい」「関わってほしい」という思いを抱いていることから、子供たちと関わる時間が減ることがないように、研修や会議を工夫することが大切である。

さらには、各校における社会貢献活動の充実を図り、児童生徒が将来を見据え、自分たちでできることを探していく機会を意図的につくることが求められる。(岩切中学校では「ちょボラ隊」を、仙台青陵中等教育学校では「プチボラ隊」をつくり、生徒のボランティア活動を推進している。七北田小学校では、地域共生科で社会貢献活動と学力形成に取り組んでいる。) 仙台市教育委員会が主催している「故郷復興プロジェクト」のような取組を今後も継続することにより、児童生徒の主体的な活動を認め、達成感や充実感を味わわせるとともに、児童生徒一人一人に、明日の社会を担う一人であることを自覚させるような取組を推進していくことが必要である。

## 3 交通事故や傷害事故防止に向けた対策を徹底すること

学校が自ら定期的に危険箇所を点検し、児童生徒に継続的、発展的な

指導をする必要がある。指導に当たっては、「安全マップ」等の作成と保護者への周知、警察署の協力の下、工夫を凝らした安全教室の開催などが有効である。特に、平成23年度に発生した交通事故の状況を分析すると、下校後や休日など、学校管理下外における事故が多いことから、家庭や町内会に協力を要請し、連携して対応しなければならない。

#### 4 震災と人々の関わりを理解させること

児童生徒に将来を生き抜く力を身に付けさせるための例として、道徳や学級活動、教科と連携した、「東日本大震災に学ぶ時間」を設定することなどが考えられる。その中で「生命」「震災から学ぶ人との関わり」「絆づくり」等をテーマとする授業を行うことが有効である。

また、防災教育の例として、避難所開設の準備につながるような学習を継続的に実施することも一つの方法である。(鶴谷中学校では、市民センターと連携して「プチレスキュー」と題する、仮設トイレの設置訓練などを行ってきた。)総合的な学習の時間等を活用した、児童生徒による「安全防災マップ」づくりや、公共の施設を利用し、防災教育を実施するなどの方法も考えられる。

これらにより、児童生徒が自助と共助の大切さを学ぶことができる機会を意図的につくる必要がある。

#### 5 校種間及び地域との連携を推進すること

学校が積極的に町内会に出向き、子供たちが地域に対してできることを確認するとともに、児童生徒が地域に積極的に関わるができるように計画することが大切である。

(町内会の話し合いに中学生が参加している地域もある。)これにより、子供たちの活動が、保護者や地域に理解されるようにする。

小中連携では、児童生徒が一緒にできる活動を考え、企画し、実施させることが大切である。特に、地域のゴミ拾い等を小中学生が一緒に行うなど、比較的容易にできるものからはじめることが有効である。

さらには、震災により、一部の保護者が先行きの不安を抱えている。こうした家庭の中で、幼児期に必要なしつけができないまま、小学校へ入学させることも考えられる。小学校は、保育園や幼稚園と密に情報交換を行い、入学する児童の様子、家庭環境等を十分に把握し、適切な対応ができるようにしておく必要がある。

## V おわりに

本年度の生徒指導問題等懇談会では、東日本大震災後における学校の状況を踏まえ、震災後における生徒指導の在り方について、短期的視点による課題と未然防止策を明らかにするために、協議を行ってきた。

当初は、児童生徒の様子や学校が抱える課題等を調査し、数値を基にした検証を行う予定であった。しかし、震災後の学校は、児童生徒や保護者に対するきめ細かな対応、避難所運営等における地域との連携、子供たちが安心して学校生活を送ることができるような環境整備等、最優先で取り組まなければならない課題を数多く抱えていた。また、児童生徒や保護者の心情等に配慮する必要もあったことから、数値に関する調査を取りやめ、委員による意見交換を中心に、協議を進めた。

その中で、現在の学校が抱えている課題を「将来に対する不安やストレスの軽減、住居、職業、地域の見通しの問題」「規範意識の形成」「交通事故の防止」「震災と人々の関わりに対する理解」「校種間及び同一校種による連携や地域との連携」の五つに整理し、対応策を検討した。

本市においては、地域により震災被害の状況が異なっている。昨年3月11日から1年が経過した今、震災による不自由さや心の不安と向き合わねばならない児童生徒もいる反面、震災前とほぼ変わらない生活を送っている児童生徒もいる。このような状況において、全ての児童生徒に必要なことは、「自助、共助の視点から、自分を高めようとする意欲や仲間意識、連帯意識を育み、希望と見通しをもたせること」である。

そのためには、学校だけの取組では不十分であり、保護者、地域と連携しながら、又は学校間や幼稚園、保育所、小学校間で連携しながら、児童生徒の生活を守り、支えていくことが大切である。

今年度の協議内容が、各学校における今後の生徒指導に生かされ、問題行動の未然防止や、児童生徒の健全な育成に有効なものとなることを願い、平成23年度仙台市生徒指導問題等懇談会のまとめとしたい。

## 平成23年度 仙台市生徒指導問題等懇談会委員名

### 〈 委員 〉

委員長	小 泉 祥 一	東北大学大学院教育学研究科教授
副委員長	尾 形 孝 徳	仙台市立岩切中学校長
委 員	菱 沼 正 志	仙台市スクールカウンセラースーパーバイザー
〃	大 風 秀 康	仙台市立東四郎丸小学校長
〃	紋 谷 洋 三	仙台市立蒲町中学校教頭
〃	小 林 好 美	仙台市立南光台東小学校教頭
〃	増 子 拓 郎	仙台市立八軒中学校教諭
〃	糸 谷 俊 哉	仙台市立仙台青陵中等教育学校教諭
〃	阿 部 淳 一	仙台市立荒浜小学校教諭
〃	綿 引 達 朗	仙台市子供相談支援センター主査
〃	丸 山 淳	仙台市児童相談所主査

### 〈 事務局 〉

米 澤 通 徳	仙台市教育局学校教育部教育相談課長
菅 原 賢 二	〃 主幹兼主任指導主事
千 葉 伸 治	〃 生徒指導班主任指導主事
大 平 和 典	〃 生徒指導班指導主事
寺 島 公 栄	〃 生徒指導班指導主事
佐々木 宏	〃 生徒指導班指導主事
間 山 裕 康	〃 教育相談班指導主事
及 川 悦 彰	〃 適応指導センター指導主事